

○復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）	1
○東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄）	3
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）	9
○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）	38
○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	39
○復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）（抄）	40
○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）	45

改 正 案

現 行

（公文書監理官及び参事官）

（公文書監理官及び参事官）

第三条 復興庁に、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官を置く。

第三条 復興庁に、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官を置く。

2 公文書監理官は、命を受けて、復興庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

2 公文書監理官は、命を受けて、復興庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

3 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

4 公文書監理官の定数は一人と、参事官の定数は併任の者を除き九人とする。

4 公文書監理官の定数は一人と、参事官の定数は併任の者を除き九人とする。

（復興局の名称、位置及び管轄区域）

第四条 復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

（新設）

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩手復興局	釜石市	岩手県
宮城復興局	石巻市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

附 則

(他の政令の適用の特例)

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令(平成四年政令第二百六十八号)別表の規定の適用については、同表中「消費者庁」とあるのは、「消費者庁」と復興庁」とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員に関する政令(平成二十六年政令第九十一号)第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「内閣府」とあるのは「内閣府及び復興庁」と、同項中「十 警察庁(警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。)」とあるのは「十 警察庁(警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。)」とあるのは「内閣府、復興庁」とする。

附 則

(他の政令の適用の特例)

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令(平成四年政令第二百六十八号)別表の規定の適用については、同表中「消費者庁」とあるのは、「消費者庁」と復興庁」とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員に関する政令(平成二十六年政令第九十一号)第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「内閣府」とあるのは「内閣府及び復興庁」と、同項中「五 警察庁(警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。)」とあるのは「五 警察庁(警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。)」とあるのは「内閣府、復興庁」とする。

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第三項第二号二の政令で定める事業）</p> <p>第一条 東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第二号二の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の復興推進計画（法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。以下この条及び第四条において同じ。）の区域における農林水産業の振興に資する事業であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>二 地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進その他の復興推進計画の区域における社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>三 資源の有効利用の促進、廃棄物の適正な処理の確保その他の復興推進計画の区域における環境の保全及び向上に資する事業であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>四 地域住民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段の確保、地域住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供その他の復興推進計画の区域における地域住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、地域の特性に即した産業の振興その他の復興推進計画の区域における東日本大震災（法第二条第一項に規定</p>	<p>（法第二条第三項第二号二の政令で定める事業）</p> <p>第一条 東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第二号二の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の復興推進計画（法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。以下この条及び第六条において同じ。）の区域における農林水産業の振興に資する事業であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>二 地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進その他の復興推進計画の区域における社会福祉の増進又は保健医療の向上に資する事業であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>三 資源の有効利用の促進、廃棄物の適正な処理の確保その他の復興推進計画の区域における環境の保全及び向上に資する事業であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>四 地域住民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段の確保、地域住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供その他の復興推進計画の区域における地域住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、地域の特性に即した産業の振興その他の復興推進計画の区域における東日本大震災（法第二条第一項に規定</p>

する東日本大震災をいう。)からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であつて内閣府令で定めるもの

(東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域)

第二条 法第四条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 岩手県の区域のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域
- 二 宮城県の区域のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町の区域
- 三 福島県の全ての市町村の区域

(削る)

する東日本大震災をいう。)からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼす事業であつて内閣府令で定めるもの

(特定被災区域)

第二条 法第四条第一項の市町村の区域から除くものとして政令で定めるものは、東京都の区域とする。

2 法第四条第一項のこれに準ずる区域として政令で定めるものは、別表に掲げる市町村の区域とする。

(相当程度の住居又は家財の損害等)

第四条 法第三十四条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法附則第三条第一項第一号の政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。

2 法第三十四条の規定により確定拠出年金法附則第三条第一項第五号の規定を読み替えて適用する場合における確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)第六十条第二項の規定の適用については、同

項中「五十万円」とあるのは、「百万円」とする。

(都市公園法施行令に係る政令等規制事業)

第四条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占用物件設置事業（復興推進計画の区域内の区域であつて、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設（以下この条において「復興仮設占用物件」という。）を当該特定地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項において同じ。）内に設け、復興の推進に当たつて活用する事業をいう。以下この条において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下この項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の当該復興仮設占用物件設置事業に係る復興仮設占用物件に対する都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項及び第十四条の規定の適用については、同項中「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計

(都市公園法施行令に係る政令等規制事業)

第五条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占用物件設置事業（復興推進計画の区域内の区域であつて、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設（以下この条において「復興仮設占用物件」という。）を当該特定地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項において同じ。）内に設け、復興の推進に当たつて活用する事業をいう。以下この条において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下この項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の当該復興仮設占用物件設置事業に係る復興仮設占用物件に対する都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項及び第十四条の規定の適用については、同項中「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計

画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）とあるのは「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市九の二 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第四条第一項に規定する復興仮設占有物件

物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）と

、同令第十四条第三号中「並びに第十二条第二項第九号及び第十号」とあるのは「及び第十二条第二項第九号から第十号まで」とする。

2 前項の復興推進計画には、法第四条第二項第七号に掲げる事項として、当該復興仮設占有物件設置事業に係る復興仮設占有物件ごとの当該復

画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）とあるのは「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市九の二 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第五条第一項に規定する復興仮設占有物件

物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）と

、同令第十四条第三号中「並びに第十二条第二項第九号及び第十号」とあるのは「及び第十二条第二項第九号から第十号まで」とする。

2 前項の復興推進計画には、法第四条第二項第七号に掲げる事項として、当該復興仮設占有物件設置事業に係る復興仮設占有物件ごとの当該復

興仮設占有物件を設置する都市公園の名称及び所在地並びに当該復興仮設占有物件の種類を定めるものとする。

(東日本大震災からの復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域)

第五条 法第三十七条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 第二条第一号に掲げる区域
- 二 第二条第二号に掲げる区域のうち、仙台市青葉区、太白区及び泉区の区域を除いた区域
- 三 福島県の区域のうち、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村の区域

(削る)

興仮設占有物件を設置する都市公園の名称及び所在地並びに当該復興仮設占有物件の種類を定めるものとする。

(新設)

別表(第二条関係)

北海道	茅部郡鹿部町	二海郡八雲町	広尾郡広尾町	厚岸郡浜中町
青森県	三沢市	三戸郡階上町		
茨城県	古河市	結城市	坂東市	
栃木県	足利市	佐野市		
埼玉県	久喜市			
千葉県	千葉市	銚子市	市川市	船橋市
			松戸市	野田市
				成

長野県	
下高井郡野沢温泉村	田市 佐倉市 東金市 柏市 八千代市 印西市 富里市 市 匝瑳市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横 芝光町 長生郡白子町

改正案	現行
<p>（福島農林水産業振興施設）</p> <p>第一条 福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七条第四項第一号の政令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他これに類するものとして農林水産省令で定める施設とする。</p> <p>一 法第七条第四項第一号イに規定する実施区域において農林水産物を生産する事業</p> <p>二 福島農林水産物（前号に掲げる事業により生産された農林水産物をいう。以下この条において同じ。）を加工する事業</p> <p>三 福島農林水産物又はその加工品を販売する事業</p> <p>四 福島農林水産物を調理して供与する事業</p> <p>五 福島農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業</p> <p>（福島復興再生計画に基づいて行う土地改良事業の負担金）</p> <p>第二条 法第八条第三項の規定により国が福島復興再生計画に基づいて行う土地改良事業についての土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第一項の規定による負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第八条第三項の規定により国が避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業についての土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第一項の規定による負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行</p>

相当する額を控除した額とする。

第三条（略）

（復興河川工事に係る権限の代行）

第十四条 国土交通大臣は、法第十五条第一項の規定により復興河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川区域（同法第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。））に規定する河川区域をいう。第十五号及び第四十九号において同じ。）を指定し、及び同法第六条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二 河川法第六条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により同法第六条第二項に規定する高規格堤防特別区域を指定し、及び同条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

三 河川法第六条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）

うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とする。

第二条（略）

（復興河川工事に係る権限の代行）

第十三条 国土交通大臣は、法第十五条第一項の規定により復興河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川区域（同法第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。））に規定する河川区域をいう。第十五号及び第四十九号において同じ。）を指定し、及び同法第六条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二 河川法第六条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により同法第六条第二項に規定する高規格堤防特別区域を指定し、及び同条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

三 河川法第六条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）

む。以下この号において同じ。)の規定により同法第六条第三項に規定する樹林帯区域を指定し、及び同条第四項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公示すること。

四 河川法第六条第五項の規定により港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十七条第一項第一号において同じ。)

又は漁港管理者に協議すること。

五 河川法第六条第六項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に協議すること。

六 河川法第十五条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

()の規定により河川工事(同法第八条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川工事をいう。以下この項において同じ。)の施行又は同法第二十四条から第二十七条まで(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による処分(当該処分に係る同法第七十五条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))の規定による処分を含む。)について他の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)に協議すること。

七 河川法第十七条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により他の工作物(同法第十七条第一項に規定する他の工作物をいう。第三十三号において同じ。)

()の管理者と協議し、及び同条第二項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

八 河川法第十八条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

む。以下この号において同じ。)の規定により同法第六条第三項に規定する樹林帯区域を指定し、及び同条第四項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公示すること。

四 河川法第六条第五項の規定により港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十六条第一項第一号において同じ。)

又は漁港管理者に協議すること。

五 河川法第六条第六項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に協議すること。

六 河川法第十五条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

()の規定により河川工事(同法第八条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川工事をいう。以下この項において同じ。)の施行又は同法第二十四条から第二十七条まで(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による処分(当該処分に係る同法第七十五条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))の規定による処分を含む。)について他の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)に協議すること。

七 河川法第十七条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により他の工作物(同法第十七条第一項に規定する他の工作物をいう。第三十三号において同じ。)

()の管理者と協議し、及び同条第二項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

八 河川法第十八条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

次号において同じ。)の規定により河川工事又は河川の維持を施行させること。

九 河川法第十九条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)
の規定により他の工事(同法第十八条に規定する他の工事をいう。
第三十五号において同じ。)を施行すること。

十 河川法第二十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。
)の規定により河川工事又は河川の維持を行うことを承認すること。

十一 河川法第二十一条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)
の規定により損失の補償について協議し、及び補償金を支払い
、又は補償金に代えて工事を施行することを要求し、並びに協議が成
立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

十二 河川法第二十四条、第二十五条又は第二十六条第一項(これらの
規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)
の規定による許可を与えること。

十三 河川法第二十六条第四項ただし書(同法第百条第一項において準
用する場合を含む。以下この号において同じ。)
の規定により同法第二十六条第四項ただし書に規定する特定樹林帯区域を指定し、及び同
条第五項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)
の規定により公示すること。

十四 河川法第二十七条第一項(同法第百条第一項において準用する場
合を含む。)
の規定による許可を与えること。

十五 河川法第二十七条第五項(同法第百条第一項において準用する場
合を含む。)
の規定により河川区域を公示すること。

次号において同じ。)の規定により河川工事又は河川の維持を施行させること。

九 河川法第十九条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)
の規定により他の工事(同法第十八条に規定する他の工事をいう。
第三十五号において同じ。)を施行すること。

十 河川法第二十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。
)の規定により河川工事又は河川の維持を行うことを承認すること。

十一 河川法第二十一条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)
の規定により損失の補償について協議し、及び補償金を支払い
、又は補償金に代えて工事を施行することを要求し、並びに協議が成
立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

十二 河川法第二十四条、第二十五条又は第二十六条第一項(これらの
規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)
の規定による許可を与えること。

十三 河川法第二十六条第四項ただし書(同法第百条第一項において準
用する場合を含む。以下この号において同じ。)
の規定により同法第二十六条第四項ただし書に規定する特定樹林帯区域を指定し、及び同
条第五項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)
の規定により公示すること。

十四 河川法第二十七条第一項(同法第百条第一項において準用する場
合を含む。)
の規定による許可を与えること。

十五 河川法第二十七条第五項(同法第百条第一項において準用する場
合を含む。)
の規定により河川区域を公示すること。

十六 河川法第三十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可に係る工作物（以下この項において「許可工作物」という。）の完成検査をし、及び同法第三十条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物の完成前の使用の承認をすること。

十七 河川法第三十一条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物の廃止の届出を受けし、及び同法第三十一条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をとることを命ずること。

十八 河川法第三十二条第四項の規定により同法第二十四条若しくは第二十五条の規定による許可又は当該許可についての同法第七十五条の規定による処分に係る事項を通知すること。

十九 河川法第三十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十四条又は第二十五条（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可に基づく権利の譲渡の承認をすること。

二十 河川法第三十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物に関する工事を施行すること。

二十一 河川法第五十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域を指定し、及び同条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示するこ

十六 河川法第三十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可に係る工作物（以下この項において「許可工作物」という。）の完成検査をし、及び同法第三十条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物の完成前の使用の承認をすること。

十七 河川法第三十一条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物の廃止の届出を受けし、及び同法第三十一条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をとることを命ずること。

十八 河川法第三十二条第四項の規定により同法第二十四条若しくは第二十五条の規定による許可又は当該許可についての同法第七十五条の規定による処分に係る事項を通知すること。

十九 河川法第三十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十四条又は第二十五条（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可に基づく権利の譲渡の承認をすること。

二十 河川法第三十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物に関する工事を施行すること。

二十一 河川法第五十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域を指定し、及び同条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示するこ

と。

二十二 河川法第五十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十三 河川法第五十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十六条第一項に規定する河川予定地を指定し、及び同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二十四 河川法第五十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十五 河川法第五十七条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十七条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

二十六 河川法第五十八条の二第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十八条の二第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する河川立体区域を指定し、及び同法第五十八条の二第二項の規定により公示すること。

二十七 河川法第五十八条の三第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域を指定し、及び同条第

と。

二十二 河川法第五十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十三 河川法第五十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十六条第一項に規定する河川予定地を指定し、及び同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二十四 河川法第五十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十五 河川法第五十七条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十七条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

二十六 河川法第五十八条の二第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十八条の二第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する河川立体区域を指定し、及び同法第五十八条の二第二項の規定により公示すること。

二十七 河川法第五十八条の三第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域を指定し、及び同条第

四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二十八 河川法第五十八条の四第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）による許可を与えること。

二十九 河川法第五十八条の五第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十八条の五第一項に規定する河川予定立体区域を指定し、及び同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

三十 河川法第五十八条の六第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

三十一 河川法第五十八条の六第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十八条の六第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

三十二 河川法第六十三条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都府県知事又は市町村長に協議すること。

三十三 河川法第六十六条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。

三十四 河川法第六十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事又は河川の維持に要する費用の全部又

四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二十八 河川法第五十八条の四第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）による許可を与えること。

二十九 河川法第五十八条の五第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十八条の五第一項に規定する河川予定立体区域を指定し、及び同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

三十 河川法第五十八条の六第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

三十一 河川法第五十八条の六第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十八条の六第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

三十二 河川法第六十三条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都府県知事又は市町村長に協議すること。

三十三 河川法第六十六条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。

三十四 河川法第六十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事又は河川の維持に要する費用の全部又

は一部を負担させること。

三十五 河川法第六十八条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工事に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三十六 河川法第七十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事に要する費用の一部を負担させること。

三十七 河川法第七十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第七十四条第一項に規定する負担金等の納付を督促し、又は同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により滞納処分をすること。

三十八 河川法第七十五条第一項又は第二項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により処分をすること。ただし、同法第七十五条第二項第五号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に該当する場合には、同法第七十五条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分をすることはできない。

三十九 河川法第七十五条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

四十 河川法第七十五条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により工作物を保管し、及び同法第七十五条第五

は一部を負担させること。

三十五 河川法第六十八条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工事に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三十六 河川法第七十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事に要する費用の一部を負担させること。

三十七 河川法第七十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第七十四条第一項に規定する負担金等の納付を督促し、又は同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により滞納処分をすること。

三十八 河川法第七十五条第一項又は第二項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により処分をすること。ただし、同法第七十五条第二項第五号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に該当する場合には、同法第七十五条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分をすることはできない。

三十九 河川法第七十五条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

四十 河川法第七十五条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により工作物を保管し、及び同法第七十五条第五

項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により
公示すること。

四十一 河川法第七十五条第六項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）の規定により工作物を売却し、及びその売却した代金
を保管し、同法第七十五条第七項（同法第百条第一項において準用す
る場合を含む。）の規定により工作物を廃棄し、又は同法第七十五条
第八項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に
より売却した代金を売却に要した費用に充てること。

四十二 河川法第七十六条第一項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）並びに同法第七十六条第二項（同法第百条第一項にお
いて準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二条第四項
及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償
すること。

四十三 河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）の規定により河川監理員に必要な措置をとるべき旨を
指示する権限を行わせること。

四十四 河川法第七十八条第一項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）の規定により報告を徴し、又はその職員に工事その他
の行為に係る場所若しくは事務所若しくは事業所に立ち入り、これを
検査させること。

四十五 河川法第八十九条第一項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しく
は他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受

項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により
公示すること。

四十一 河川法第七十五条第六項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）の規定により工作物を売却し、及びその売却した代金
を保管し、同法第七十五条第七項（同法第百条第一項において準用す
る場合を含む。）の規定により工作物を廃棄し、又は同法第七十五条
第八項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に
より売却した代金を売却に要した費用に充てること。

四十二 河川法第七十六条第一項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）並びに同法第七十六条第二項（同法第百条第一項にお
いて準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二条第四項
及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償
すること。

四十三 河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）の規定により河川監理員に必要な措置をとるべき旨を
指示する権限を行わせること。

四十四 河川法第七十八条第一項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）の規定により報告を徴し、又はその職員に工事その他
の行為に係る場所若しくは事務所若しくは事業所に立ち入り、これを
検査させること。

四十五 河川法第八十九条第一項（同法第百条第一項において準用する
場合を含む。）の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しく
は他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受

けた者にこれらの行為をさせること。

四十六 河川法第八十九条第八項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第八十九条第九項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十七 河川法第九十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可又は承認（この条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。

四十八 河川法第九十一条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により廃川敷地等（同法第九十一条第一項に規定する廃川敷地等をいう。次号において同じ。）を管理すること。

四十九 河川法第九十二条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により廃川敷地等と新たに河川区域となる土地との交換をすること。

五十 河川法第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により国と協議（当該協議が成立することをもって、同法第九十五条の規定により第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号、第二十四号、第二十八号又は第三十号に規定する許可又は承認があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示され

けた者にこれらの行為をさせること。

四十六 河川法第八十九条第八項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第八十九条第九項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十七 河川法第九十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可又は承認（この条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。

四十八 河川法第九十一条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により廃川敷地等（同法第九十一条第一項に規定する廃川敷地等をいう。次号において同じ。）を管理すること。

四十九 河川法第九十二条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により廃川敷地等と新たに河川区域となる土地との交換をすること。

五十 河川法第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により国と協議（当該協議が成立することをもって、同法第九十五条の規定により第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号、第二十四号、第二十八号又は第三十号に規定する許可又は承認があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示され

た河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第十一号、第二十五号、第三十一号から第三十七号まで、第四十号から第四十二号まで、第四十六号、第四十八号又は第四十九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十五条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体の長に代わって第二項第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号から第十九号まで、第二十二号、第二十四号、第二十八号、第三十号、第三十三号、第三十八号、第三十九号、第四十七号、第四十九号又は第五十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わって第二項に規定する権限を行う場合においては、国は、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に当該地方公共団体が河川法第六十三条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第六十三条第三項に規定する都府県又は市町村に負担させることができる管理に要する費用の一部を、当該地方公共団体に代わって当該都府県又は市町村に負担させることができる。

第十五条～第十八条（略）

た河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第十一号、第二十五号、第三十一号から第三十七号まで、第四十号から第四十二号まで、第四十六号、第四十八号又は第四十九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十五条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体の長に代わって第二項第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号から第十九号まで、第二十二号、第二十四号、第二十八号、第三十号、第三十三号、第三十八号、第三十九号、第四十七号、第四十九号又は第五十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わって第二項に規定する権限を行う場合においては、国は、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に当該地方公共団体が河川法第六十三条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第六十三条第三項に規定する都府県又は市町村に負担させることができる管理に要する費用の一部を、当該地方公共団体に代わって当該都府県又は市町村に負担させることができる。

第十四条～第十七条（略）

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業の負担金)

第十九条 第二条の規定は、法第十七条の七第三項の規定により国が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業について準用する。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事に係る権限の代行)

第二十条 第三条の規定は、法第十七条の八第一項の規定により農林水産大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事にについて準用する。この場合において、第三条第二項及び第四項中「法第九条第三項」とあるのは、「法第十七条の八第二項において準用する法第九条第三項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事に係る権限の代行等)

第二十一条 第四条及び第五条の規定は、法第十七条の九第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事について準用する。この場合において、第四条第二項及び第四項中「法第十条第三項」とあるのは「法第十七条の九第二項において準用する法第十条第三項」と、第五条中「法第十条第四項」とあるのは「法第十七条の九第二項において準用する法第十条第四項」と

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業の負担金)

第十八条 第一条の規定は、法第十七条の七第三項の規定により国が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業について準用する。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事に係る権限の代行)

第十九条 第二条の規定は、法第十七条の八第一項の規定により農林水産大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事にについて準用する。この場合において、第二条第二項及び第四項中「法第九条第三項」とあるのは、「法第十七条の八第二項において準用する法第九条第三項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事に係る権限の代行等)

第二十条 第三条及び第四条の規定は、法第十七条の九第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事について準用する。この場合において、第三条第二項及び第四項中「法第十条第三項」とあるのは「法第十七条の九第二項において準用する法第十条第三項」と、第四条中「法第十条第四項」とあるのは「法第十七条の九第二項において準用する法第十条第四項」と

と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るものに要する費用の負担)

第二十二條 第六條の規定は、法第十七條の十第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るものについて準用する。この場合において、第六條中「法第十一条第三項」とあるのは、「法第十七條の十第二項において準用する法第十一条第三項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事に係る権限の代行等)

第二十三條 第七條及び第八條の規定は、法第十七條の十一第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事にについて準用する。この場合において、第七條第二項、第四項及び第五項中「法第十二條第三項」とあるのは「法第十七條の十一第二項において準用する法第十二條第三項」と、同條第二項、第四項及び第五項並びに第八條第一項中「同條第一項」とあるのは「法第十七條の十一第一項」と、同項中「法第十二條第四項」とあるのは「法第十七條の十一第二項において準用する法第十二條第四項」と読み替えるものとする。

読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るものに要する費用の負担)

第二十一條 第五條の規定は、法第十七條の十第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るものについて準用する。この場合において、第五條中「法第十一条第三項」とあるのは、「法第十七條の十第二項において準用する法第十一条第三項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事に係る権限の代行等)

第二十二條 第六條及び第七條の規定は、法第十七條の十一第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事にについて準用する。この場合において、第六條第二項、第四項及び第五項中「法第十二條第三項」とあるのは「法第十七條の十一第二項において準用する法第十二條第三項」と、同條第二項、第四項及び第五項並びに第七條第一項中「同條第一項」とあるのは「法第十七條の十一第一項」と、同項中「法第十二條第四項」とあるのは「法第十七條の十一第二項において準用する法第十二條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る権限の代行等)

第二十四条 第九条及び第十条の規定は、法第十七条の十二第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る権限の代行等である。この場合において、第九条第二項、第四項及び第五項中「法第十三条第三項」とあるのは「法第十七条の十二第二項において準用する法第十三条第三項」と、第十条第一項中「法第十三条第四項」とあるのは「法第十七条の十二第二項において準用する法第十三条第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事に係る権限の代行等)

第二十五条 第十一条から第十三条までの規定は、法第十七条の十三第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第四項中「法第十四条第三項」とあるのは「法第十七条の十三第二項において準用する法第十四条第三項」と、第十三条中「法第十四条第四項」とあるのは「法第十七条の十三第二項において準用する法第十四条第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事に係る権限の代行等)

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る権限の代行等)

第二十三条 第八条及び第九条の規定は、法第十七条の十二第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る権限の代行等である。この場合において、第八条第二項、第四項及び第五項中「法第十三条第三項」とあるのは「法第十七条の十二第二項において準用する法第十三条第三項」と、第九条第一項中「法第十三条第四項」とあるのは「法第十七条の十二第二項において準用する法第十三条第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事に係る権限の代行等)

第二十四条 第十条から第十二条までの規定は、法第十七条の十三第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事について準用する。この場合において、第十条第二項及び第四項中「法第十四条第三項」とあるのは「法第十七条の十三第二項において準用する法第十四条第三項」と、第十二条中「法第十四条第四項」とあるのは「法第十七条の十三第二項において準用する法第十四条第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事に係る権限の代行等)

第二十六条 第十四条及び第十五条の規定は、法第十七条の十四第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事について準用する。この場合において、第十四条第二項、第四項及び第五項中「法第十五条第三項」とあるのは「法第十七条の十四第二項において準用する法第十五条第三項」と、同条第二項、第四項及び第五項並びに第十五条中「同条第一項」とあるのは「法第十七条の十四第一項」と、同条中「法第十五条第四項」とあるのは「法第十七条の十四第二項において準用する法第十五条第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行等)

第二十七条 第十六条から第十八条までの規定は、法第十七条の十五第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事について準用する。この場合において、第十六条第二項及び第四項中「法第十六条第三項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十六条第三項」と、第十八条中「法第十六条第五項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十六条第五項」と読み替えるものとする。

(耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者)

第二十八条 法第十七条の十九第二項第一号の政令で定める者は、次に

第二十五条 第十三条及び第十四条の規定は、法第十七条の十四第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事について準用する。この場合において、第十三条第二項、第四項及び第五項中「法第十五条第三項」とあるのは「法第十七条の十四第二項において準用する法第十五条第三項」と、同条第二項、第四項及び第五項並びに第十四条中「同条第一項」とあるのは「法第十七条の十四第一項」と、同条中「法第十五条第四項」とあるのは「法第十七条の十四第二項において準用する法第十五条第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行等)

第二十六条 第十五条から第十七条までの規定は、法第十七条の十五第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事について準用する。この場合において、第十五条第二項及び第四項中「法第十六条第三項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十六条第三項」と、第十七条中「法第十六条第五項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十六条第五項」と読み替えるものとする。

(新設)

掲げる者とする。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に賃借権の設定等を行うため賃借権の設定等を受ける当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主

二 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第一項第二号に掲げる業務の実施によつて賃借権の設定等を受ける場合における当該独立行政法人農業者年金基金

三 地方公共団体が対象土地（法第十七条の十九第二項第一号に規定する土地をいう。以下この条及び次条において同じ。）を公用又は公用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該地方公共団体

四 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第一号に規定する法人が対象土地を同号に規定する施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該法人

五 農地法施行令第二条第二項第三号に規定する一般社団法人又は一般財団法人が対象土地を同号に規定する施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該一般社団法人又は一般財団法人

六 前各号に掲げる者のほか、農林水産省令で定める場合において賃借権の設定等を受ける者

（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第二十九条 法第十七条の十九第三項第二号ただし書の政令で定める場合

（新設）

は、前条第二号から第六号までに規定する場合（同条第三号から第五号までに規定する場合にあっては、賃借権の設定等を受けた後において、次の各号に掲げる対象土地の利用の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えることとなる）に限る。）とする。

一 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。） 法第十七条の十九第三項第二号イに掲げる要件

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

三 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。） その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

（不確知共有者の探索の方法）

第三十条 法第十七条の二十六の政令で定める方法は、共有者不明土地について共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不確知共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一 当該共有者不明土地の登記事項証明書の交付を請求すること。

二 当該共有者不明土地を現に占有する者その他の当該共有者不明土地

（新設）

に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者であつて農林水産省令で定めるものに対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めること。

三 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他の前二号の措置により判明した当該共有者不明土地の共有持分を有する者と思料される者（以下この条において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不確知共有者関連情報の提供を求めること。

四 登記名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明土地の共有持分を有する者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明土地に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めること。

五 登記名義人等及び前二号の措置により判明した当該共有者不明土地の共有持分を有する者と思料される者に対して、当該共有者不明土地の共有持分を有する者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

第三十一条〜第三十四条 (略)

第二十七条〜第三十条 (略)

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額)

第三十五条 法第四十八条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替後の国共済法」という。)第九十九条第二項の規定により機構(法第四十八条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 機構 当該派遣職員(法第四十八条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第三十七条までにおいて同じ。)に係る読替後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬(読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。この額を基礎として報酬月額額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等(読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額(国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。第四十四条第一号において同じ。)の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額)

第三十一条 法第四十八条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替後の国共済法」という。)第九十九条第二項の規定により機構(法第四十八条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 機構 当該派遣職員(法第四十八条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第三十三条までにおいて同じ。)に係る読替後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬(読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。この額を基礎として報酬月額額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等(読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額(国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。第四十条第一号において同じ。)の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から

前号に定める金額を控除した金額

(派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額)

第三十六条 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)第四条の二第二項第五号の規定により機構及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 機構 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号及び第四十五条において同じ。)に係る同法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりその月に機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬(同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。第四十五条第一号において同じ。)の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項の規定又は同法第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号及び第四十五条第一号において同じ。)の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。同号において同じ。)の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

前号に定める金額を控除した金額

(派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額)

第三十二条 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)第四条の二第二項第五号の規定により機構及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 機構 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号及び第四十一条において同じ。)に係る同法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりその月に機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬(同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。第四十一条第一号において同じ。)の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項の規定又は同法第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号及び第四十一条第一号において同じ。)の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。同号において同じ。)の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第三十七条 (略)

(帰還・移住等環境整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第三十八条 法第四十八条の十五第三号の政令で定める土地は、同条第二号イからハまでに掲げる事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

(商標登録出願等に係る登録料の軽減)

第三十九条 法第六十四条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標が同条第一項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業(法第七条第五項第一号イに規定する商品等需要開拓事業をいう。次条第一項において同じ。)に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号
- 三 登録料の軽減を受けようとする旨

二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第三十三条 (略)

(帰還環境整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第三十四条 法第四十八条の十五第三号の政令で定める土地は、同条第二号イからハまでに掲げる事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

(商標登録出願等に係る登録料の軽減)

第三十五条 法第六十四条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画(法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。以下同じ。)に定められた商品等需要開拓事業(法第六十一条第二項第三号イに規定する商品等需要開拓事業をいう。次条第一項において同じ。)に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号
- 三 登録料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（商標登録出願の手数料の軽減）

第四十条 法第六十四条第三項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標が同条第一項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示

三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（品種登録の出願料の軽減）

第四十一条 法第六十五条第二項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る出願品種（同項に規定する出願品種をいう。第二号及び次項において同じ。）が同

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（商標登録出願の手数料の軽減）

第三十六条 法第六十四条第三項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示

三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（品種登録の出願料の軽減）

第三十七条 法第六十五条第二項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る出願品種（同項に規定する出願品種をいう。第二号及び次項において同じ。）が同

条第一項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた新品種育成事業（法第七條第五項第一号に規定する新品種育成事業をいう。次条第一項において同じ。）の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る出願品種の属する農林水産植物（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二條第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称

三 法第六十五條第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 出願料の軽減を受けようとする旨

2 法第六十五條第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る出願品種が種苗法第八條第一項に規定する従業者等（次条第二項において「従業者等」という。）が育成（同法第三條第一項に規定する育成をいう。次条第二項第一号において同じ。）をした同法第八條第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であることを証する書面

二 申請に係る出願品種についてあらかじめ種苗法第八條第一項に規定する使用者等（次条第二項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定め
写し

条第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業（法第六十一條第二項第三号に規定する新品種育成事業をいう。次条第一項において同じ。）の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る出願品種の属する農林水産植物（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二條第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称

三 法第六十五條第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 出願料の軽減を受けようとする旨

2 法第六十五條第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る出願品種が種苗法第八條第一項に規定する従業者等（次条第二項において「従業者等」という。）が育成（同法第三條第一項に規定する育成をいう。次条第二項第一号において同じ。）をした同法第八條第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であることを証する書面

二 申請に係る出願品種についてあらかじめ種苗法第八條第一項に規定する使用者等（次条第二項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定め
写し

3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

(品種登録出願に係る登録料の軽減)

第四十二条 法第六十五条第三項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る登録品種(同項に規定する登録品種をいう。第二号及び次項において同じ。)が同条第一項の認定を受けた福島復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る登録品種の品種登録(種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。)の番号

三 法第六十五条第三項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 登録料の軽減を受けようとする旨

2 法第六十五条第三項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る登録品種が従業者等が育成をした職務育成品種であることとを証する書面

二 申請に係る登録品種についてあらかじめ使用者等が品種登録出願を

3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

(品種登録出願に係る登録料の軽減)

第三十八条 法第六十五条第三項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る登録品種(同項に規定する登録品種をいう。第二号及び次項において同じ。)が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る登録品種の品種登録(種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。)の番号

三 法第六十五条第三項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 登録料の軽減を受けようとする旨

2 法第六十五条第三項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る登録品種が従業者等が育成をした職務育成品種であることとを証する書面

二 申請に係る登録品種についてあらかじめ使用者等が品種登録出願を

すること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定め of 写し

3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

(国有試験研究施設の減額使用)

第四十三条 法第八十一条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所
- 二 防衛装備庁航空装備研究所

2 前項各号に掲げる機関の試験研究施設は、法第八十一条に規定する認定福島復興再生計画に基づいて行う法第七項第一号に規定する事業で当該試験研究施設を使用して行うことがロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要であると経済産業大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 第二項の規定による認定に関し必要な手続は、経済産業省令で定める。

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額)

すること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定め of 写し

3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

(国有試験研究施設の減額使用)

第三十九条 法第八十五条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所
- 二 防衛装備庁航空装備研究所

2 前項各号に掲げる機関の試験研究施設は、法第八十三条に規定する認定重点推進計画に基づいて行う法第八十一条第三項に規定する事業で当該試験研究施設を使用して行うことがロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要であると経済産業大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 第二項の規定による認定に関し必要な手続は、経済産業省令で定める。

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額)

第四十四条 法第八十九条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（第一号において「読替後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により機構（法第八十九条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 機構 当該派遣職員（法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。）に係る読替後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬（読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額額の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数に乗じて得た金額
- 二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

第四十五条・第四十六条（略）

第四十条 法第八十九条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（第一号において「読替後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により機構（法第八十九条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 機構 当該派遣職員（法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第四十二条までにおいて同じ。）に係る読替後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬（読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額額の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数に乗じて得た金額
- 二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

第四十一条・第四十二条（略）

(権限の委任)

第四十七條 法第十条第三項（法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項（法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2 法第十三条第三項（法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

3 法第十四条第三項（法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
地すべり等防止法第五十一条第一項第二号の規定により農林水	森林管理局长

(権限の委任)

第四十三條 法第十条第三項（法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項（法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2 法第十三条第三項（法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

3 法第十四条第三項（法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
地すべり等防止法第五十一条第一項第二号の規定により農林水	森林管理局长

産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	
地すべり等防止法第五十一条第一項第三号イの規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

- 4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下この号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五十条第四項並びに法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に規定する権限
- 二 法第六十九条第二項第三号及び第四号に規定する権限
- 5 法第四十一条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。
- 6 法第六十八条第二項第一号及び第三号並びに第六十九条第二項第一号及び第三号から第七号までに規定する内閣総理大臣の権限は、復興局長に委任する。

産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	
地すべり等防止法第五十一条第一項第三号イの規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

- 4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下この号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五十条第四項並びに法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に規定する権限
- 二 法第六十九条第二項第三号及び第四号に規定する権限
- 5 法第四十一条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。
- 6 法第六十八条第二項第一号及び第三号並びに第六十九条第二項第一号及び第三号から第七号までに規定する内閣総理大臣の権限は、復興局長に委任する。

7 法第六十九条第二項第六号に規定する経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長に委任する。

8 第四条第一項及び第四項（これらの規定を第二十一条において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第四項及び第五項（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第四項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）並びに第十六条第一項及び第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

9 第九条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

10 第十一条第一項及び第四項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、第三項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

7 法第六十九条第二項第六号に規定する経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長に委任する。

8 第三条第一項及び第四項（これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第四項及び第五項（これらの規定を第二十二條において準用する場合を含む。）、第十三条第一項及び第四項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）並びに第十五条第一項及び第四項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

9 第八条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

10 第十条第一項及び第四項（これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、第三項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

改 正 案	現 行
<p>（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）</p> <p>第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 申請日において、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第八十六条</u>に規定する<u>認定福島復興再生計画</u>に基づき同法<u>第七条第六項</u>に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者（その特許発明又は発明が当該事業の成果に係るもの（当該認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該事業を行う者に限る。）</p>	<p>（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）</p> <p>第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 申請日において、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第八十三条</u>に規定する<u>認定重点推進計画</u>に基づき同法<u>第一条第二項第四号</u>に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者（その特許発明又は発明が当該事業の成果に係るもの（当該認定重点推進計画の期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該事業を行う者に限る。）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十六人」とあるのは、「二十七年」とする。</p> <p>3 国際博覧会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十八人」とする。</p> <p>4 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十九人」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国際博覧会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十六人」とあるのは、「二十七年」とする。</p> <p>3 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十八人」とする。</p> <p>4 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十九人」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（必要な予算を一括して要求し、確保する事業）</p> <p>第一条 復興庁設置法（以下「法」という。）第四条第二項第三号イの政令で定める事業は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第二号及び次条第二十九号において同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策に係る事業（次に掲げるものに係るものを除く。）とする。</p> <p>一 全国的に実施する防災に関する施策に係る事業</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する事業のうち内閣総理大臣が定めるもの</p> <p>（実施に関する計画を定める事業）</p> <p>第二条 法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものに係るものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第七条に規定する消防の用に供する</p>	<p>（必要な予算を一括して要求し、確保する事業）</p> <p>第一条 復興庁設置法（以下「法」という。）第四条第二項第三号イの政令で定める事業は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第二号及び次条第三十号において同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策に係る事業（次に掲げるものに係るものを除く。）とする。</p> <p>一 全国的に実施する防災に関する施策に係る事業</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する事業のうち内閣総理大臣が定めるもの</p> <p>（実施に関する計画を定める事業）</p> <p>第二条 法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものに係るものとする。</p> <p>一 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等</p> <p>二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第七条に規定する消防の用に供する</p>

施設の復旧（内閣総理大臣が定めるものに限る。）

- 二| 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十五条第一項（同法第八十三条、第一百八条、第一百二十条、第一百七十二条第五項及び第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項、第七十七条第一項（同法第九十一条において準用する場合を含む。）、第八十七条第一項、第九十九条第四項、第四百四十一条第三項、第四百四十六条及び第五百五十二条の規定による国の補助
- 三| 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第七条の規定による国の補助
- 四| 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第一号に掲げる施設の災害復旧事業
- 五| 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業
- 六| 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業
- 七| 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第二条第六項に規定する災害復旧事業
- 八| 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九百九十三条に規定する造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張
- 九| 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設及び改良
- 十| 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和

施設の復旧（内閣総理大臣が定めるものに限る。）

- 三| 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十五条第一項（同法第八十三条、第一百八条、第一百二十条、第一百七十二条第五項及び第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項、第七十七条第一項（同法第九十一条において準用する場合を含む。）、第八十七条第一項、第九十九条第四項、第四百四十一条第三項、第四百四十六条及び第五百五十二条の規定による国の補助
- 四| 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第七条の規定による国の補助
- 五| 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第一号に掲げる施設の災害復旧事業
- 六| 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業
- 七| 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業
- 八| 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第二条第六項に規定する災害復旧事業
- 九| 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九百九十三条に規定する造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張
- 十| 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設及び改良
- 十一| 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭

三十七年法律第五十号) 第三条第一項第一号及び第二号に掲げる事業

十一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第五条第一項に規定する災害関連事業

十二 国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第九十八号) 第十三条第一項第四号及び第六号(第四号に係る部分に限る。) に掲げる事業

十三 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号) 第二条第二項に規定する国有林野事業

十四 森林法第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業(第七号又は第十号に掲げる事業であるものを除く。)

十五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号) 第五条第二項第二号に規定する事業

十六 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第七号に掲げる施設の災害復旧事業

十七 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号) 第二条第一項に規定する除塩

十八 砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第一条に規定する砂防設備に関する事業(第十号に掲げる事業であるものを除く。)

十九 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良の事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除

和三十一年法律第五十号) 第三条第一項第一号及び第二号に掲げる事業

十二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第五条第一項に規定する災害関連事業

十三 国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第九十八号) 第十三条第一項第四号及び第六号(第四号に係る部分に限る。) に掲げる事業

十四 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号) 第二条第二項に規定する国有林野事業

十五 森林法第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業(第八号又は第十一号に掲げる事業であるものを除く。)

十六 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号) 第五条第二項第二号に規定する事業

十七 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第七号に掲げる施設の災害復旧事業

十八 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号) 第二条第一項に規定する除塩

十九 砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第一条に規定する砂防設備に関する事業(第十一号に掲げる事業であるものを除く。)

二十 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良の事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除

、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであって、国土交通大臣又は港湾管理者が施行するもの（第十号に掲げる事業であるものを除く。）

二十 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

二十一 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

二十二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の管理（第十号に掲げる事業であるものを除く。）

二十三 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業（第十号に掲げる事業であるものを除く。）

二十四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業（第十号に掲げる事業であるものを除く。）

二十五 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第十号又は第二十三号に掲げる事業であるもの及び独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当するものを

、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであって、国土交通大臣又は港湾管理者が施行するもの（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十一 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

二十二 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

二十三 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の管理（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十四 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十五 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十六 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第十一号又は第二十四号に掲げる事業であるもの及び独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当するものを

除く。)

二十六 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の第三項に規定する空港整備事業

二十七 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二条第六号に規定する公園事業

二十八 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第六号に掲げる施設の災害復旧事業

二十九 前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する事業のうち内閣総理大臣が定めるもの

を除く。)

二十七 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の第三項に規定する空港整備事業

二十八 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二条第六号に規定する公園事業

二十九 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第六号に掲げる施設の災害復旧事業

三十 前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する事業のうち内閣総理大臣が定めるもの

改 正 案	現 行
<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>イ 短期及び中長期の経済の運営に関する事項</p> <p>ロ 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項</p> <p>ハ 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（二に掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>ホ 内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する事項</p> <p>ヘ 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項</p>	<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>イ 短期及び中長期の経済の運営に関する事項</p> <p>ロ 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項</p> <p>ハ 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（二に掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>ホ 内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する事項</p> <p>ヘ 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項</p>

ト 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

チ へ及びトに掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

リ 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術

・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三号（10）において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

ヌ 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三号（13）を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

ル 又に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

ヲ 沖繩に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

ワ ヲに掲げるもののほか、沖繩の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖繩に関する諸問題への対処に関する事項

カ 青少年の健全な育成に関する事項

コ 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二 内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監の

ト 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

チ へ及びトに掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

リ 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術

・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三号（10）において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

ヌ 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三号（13）を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

ル 又に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

ヲ 沖繩に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

ワ ヲに掲げるもののほか、沖繩の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖繩に関する諸問題への対処に関する事項

カ 青少年の健全な育成に関する事項

コ 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二 内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監の

所掌に属するものを除く。）。

三 次に掲げる事務

- (1) 内外の経済動向の分析に関する事。
- (2) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関する事。
- (4) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関する事。
- (5) 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- (6) 内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。
- (7) 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事。
- (8) 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事。
- (9) 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の

所掌に属するものを除く。）。

三 次に掲げる事務

- (1) 内外の経済動向の分析に関する事。
- (2) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関する事。
- (4) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関する事。
- (5) 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- (6) 内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。
- (7) 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事。
- (8) 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事。
- (9) 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の

- 策定及び推進に関すること。
- (10) 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。
 - (11) 匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
 - (12) 防災に関する施策の推進に関すること。
 - (13) 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。
 - (14) 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。
 - (15) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
 - (16) 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

- 策定及び推進に関すること。
- (10) 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。
 - (11) 匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
 - (12) 防災に関する施策の推進に関すること。
 - (13) 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。
 - (14) 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。
 - (15) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
 - (16) 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

- (17) 被災者生活再建支援法（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。
- (18) 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。
- (19) 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。
- (20) 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。
- (21) 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。
- (22) 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。
- (23) 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の

- (17) 被災者生活再建支援法（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。
- (18) 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。
- (19) 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。
- (20) 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。
- (21) 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。
- (22) 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。
- (23) 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の

指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

(24) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

(25) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

(26) 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

(27) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(28) (12)から(27)までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(29) 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及

指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

(24) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

(25) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

(26) 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

(27) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(28) (12)から(27)までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(29) 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及

- び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成に関すること。
- (30) 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の施行に関すること。
- (31) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。
- (32) 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。
- (33) (31)及び(32)に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。
- (34) 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。）。
- (35) 市民活動の促進に関すること。
- (36) 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。
- (37) 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関する

- び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成に関すること。
- (30) 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の施行に関すること。
- (31) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。
- (32) 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。
- (33) (31)及び(32)に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。
- (34) 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。）。
- (35) 市民活動の促進に関すること。
- (36) 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。
- (37) 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関する

こと。

- (38) 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

- (39) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

- (40) 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。

- (41) 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

- (42) 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

- (43) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。

附則

（政策統括官の職務についての読替え）

こと。

- (38) 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

- (39) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

- (40) 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。

- (41) 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

- (42) 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

- (43) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。

附則

（政策統括官の職務についての読替え）

第四条 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ル中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号(12)及び(28)中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中(27) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に關する關係行政機関の事務の調整に關すること。」とあるのは「(27) 削除」とする。

2 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条第二項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法

「一 株式会社

イ 設立

ロ 会社法

ハ 取締役

ニ 定款の

附則第二条第四項に規定する政令で定める日の項下欄中

第四条 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ル中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号(12)及び(28)中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中(27) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機関の事務の調整に關すること。」とあるのは「(27) 削除」とする。

2 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条第二項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法

「一 株式会社

イ 設立

ロ 会社法

ハ 取締役

ニ 定款の

附則第二条第四項に規定する政令で定める日の項下欄中

ホ 合併、

二 株式会社

東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関する

第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定

及び監査役の選任及び解任の決議

変更の決議

分割及び解散の決議

東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に
ること。

する設立時監査役の選任及び解任

「一 株式会社東日本大

とあるのは、

イ 設立

ロ 会社法第三十八

二 株式会社東日本大

関すること。

」

震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。

条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立
震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

時監査役の選任及び解任

とする。

ホ 合併、

二 株式会社

東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関する

第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定

及び監査役の選任及び解任の決議

変更の決議

分割及び解散の決議

東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に
ること。

する設立時監査役の選任及び解任

「一 株式会社東日本大

とあるのは、

イ 設立

ロ 会社法第三十八

二 株式会社東日本大

関すること。

」

震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。

条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立
震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

時監査役の選任及び解任

とする。

と（前号に係る部分に限る。）。」

と（前号に係る部分に限る。）。」